

## 第208回 国立大学法人鹿屋体育大学教育研究評議会議事要旨

日 時：令和4年2月17日（木） 13時15分～14時28分

場 所：大会議室（ウェブ会議）、投票

出席者：松下委員長、森(司)、前谷、原田、山田、濱田、前阪、前田(明)、国重、中村(夏)、山本(正)、中垣内、吉重、和田、前田(博)、安田、高橋、金高、竹中、田巻、藤田、沼尾、森(克)、北村、中本の各委員

欠席者：なし

陪席者：秋元監事、小林監事、有馬(正)事務局次長、有馬(規)監査室長、あべ松室長、元明、佐々木、川崎、有馬(康)、川西、瀬戸口、竹下の各課長、仮屋菌副課長

### 議 事

#### 1. 第207回議事要旨確認

確認資料1に基づき原案どおり確認した。

#### 2. 学長諮問

なし

#### 3. 学長報告

##### (1) 次期系主任候補者について

学長から令和4年度以降の各系主任について以下のように決定したと報告があった。

スポーツ・武道実践科学系	主任	竹中 健太郎 教授
スポーツ生命科学系	主任	安田 修 教授
スポーツ人文・応用社会科学系	主任	北村 尚浩 教授

また、次期系副主任、常任委員会委員及び専門委員会委員の系からの選出について、文書にて推薦を依頼するので、2月28日(月)までに候補者を推薦するよう要請があった。

#### 4. 審議事項

##### (1) 教員（スポーツ生命科学系：教授（スポーツ科学（運動生理学）領域））の採用選考及び大学院体育学研究科担当教員の認定について

田巻教員選考特別委員会委員長から資料1-1及び1-2に基づき採用選考の経過の説明があり、続いて、森研究科担当教員審査特別委員会委員長から資料1-1から1-3に基づき研究科担当教員としての資格審査の状況の説明があった。投票による採決の結果、可とする票が過半数に達したため、候補者の採用が了承された。

##### (2) 客員教員の選考について

学長から資料2-1及び2-2に基づき説明があり、審議の結果、客員教員候補者7名への称号付与が了承された。

(3) 特任職員の選考について

学長から、資料3-1及び3-2-1から3-2-6に基づき説明があり、審議の結果、選考対象者6名を採用することが了承された。

(4) 大学院体育学研究科担当教員の認定について

森研究科担当教員審査特別委員会委員長から、資料4-1から4-3に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(5) 令和4年度に実施する選抜日程等について

森入試委員会委員長から資料5-1及び5-2に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(6) 令和4年度体育学部非常勤講師の任用について

元明教務課長から資料6-1及び6-2に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(7) 外国人客員研究員の受入れについて

川崎国際・学術情報課長から資料7-1及び7-2に基づき説明があった。なお、資料7-2については住所等の個人情報を含むため、評議員限りの取り扱いとするよう要請があった。次に以下のとおり質疑応答及び意見交換が行われた後、審議の結果、申請のあった外国人研究員1名の受入が了承された。

- ・質問：現時点で入国は可能なのか、または、入国見込みはあるのか。

- 回答：まだ見込みは立っていない。

- ・意見(学長)：中国の国費による外国人研究員であり、大学の現職教員でもあることから、延期等ができない可能性もあるため、その点留意する必要がある。

(8) 学長補佐の担当領域の変更に伴う規則等の一部改正について

川西総務課長から、資料8-1から8-3に基づき説明があり、その中で、資料に掲載している一部改正内容に加えて、p.3「鹿屋体育大学副学長、学長補佐及び事務局長の職務分担について」の冒頭3行目、「第6条の規定により」を「第6条の規定に基づき」と改正予定であることが説明された。審議の結果、原案どおり了承された。

(9) 「鹿屋体育大学における教員活動に関する自己点検・評価に係る評価項目及び評価方法等について」の一部改正について

川西総務課長から資料9-1及び9-2に基づき説明があった。次に以下のとおり質疑応答及び意見交換が行われた後、審議の結果、原案どおり了承された。

- ・意見(学長)：p.6の業績評価基準表C5の「研究領域の優れた点」は、p.7「業績評価基準表以外の活動状況に係る業績評価」と重複するため、C5を削除する必要があるのではないか。

→ 回答：今回の「業績評価基準表以外の活動状況に係る業績評価」が認められれば、規則を改正する必要があるが、p.1の「5. F評価者に対する…」の部分についても認められれば規則改正の必要があるため、規則改正の手続きをまとめて行う際にC5の削除も行う予定である。

・質問：p.6の論文に係る点数の数がわからない。

→回答：まず、査読付き論文の掲載が1編以上あれば、共通区分の10点が与えられ、インセンティブの点数は、掲載された論文数を乗じて算出するため、掲載されればされるほど点数が上がる仕組みである。

#### (10) 鹿屋体育大学教員表彰規則の一部改正について

川西総務課長から資料10-1及び10-2に基づき説明があり、加えて学長より、今までの優れた教育能力を発揮した教員の表彰「優秀授業賞」は、今後は教務委員長からの表彰の対象となり、学長からの表彰は「特別優秀授業賞」となり区別される旨、説明があった。審議の結果、原案どおり了承された。

### 5. 報告事項

#### (1) 大学院体育学研究科担当教員の担当授業科目の追加について

森研究科担当教員審査特別委員会委員長から、報告資料1-1から1-4に基づき報告があった。

#### (2) 令和4年度鹿屋体育大学予算編成方針について

瀬戸口経営戦略課長から報告資料2に基づき報告があった。

#### (3) 令和2年度重点プロジェクト事業経費事後評価について

瀬戸口経営戦略課長から報告資料3に基づき報告があった。また、学長から、論文投稿等を予定していたプロジェクトについては、事業期間内に投稿できなかった場合、期間を過ぎても構わないため最終的に必ず投稿するよう要請があった。

#### (4) 令和4年度年間行事予定表について

川西総務課長から報告資料4に基づき報告があった。

### 6. その他

#### (1) 次回教育研究評議会の開催日程について

次回の教育研究評議会は、令和4年3月17日(木)13時15分から開催するとした。

以上